

(11) 悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の規制基準(昭和48年4月1日 告示第544号の35)

	敷地境界の規制基準(ppm)		排出口の 規制基準項目	排出水の 規制基準項目
	規制基準項目	順応地域		
1 アンモニア		5	1	
2 メチルメルカプタン		0.01	0.002	
3 硫化水素		0.2	0.02	
4 硫化メチル		0.2	0.01	
5 二硫化メチル		0.1	0.009	
6 トリメチルアミン		0.07	0.005	
7 アセトアルデヒド		0.5	0.05	
8 プロピオンアルデヒド		0.5	0.05	
9 ノルマルブチルアルデヒド		0.08	0.009	
10 イソブチルアルデヒド		0.2	0.02	
11 ノルマルバレールアルデヒド		0.05	0.009	
12 イソバレールアルデヒド		0.01	0.003	
13 イソブタノール		20	0.9	
14 酢酸エチル		20	3	
15 メチルイソブチルケトン		6	1	
16 トルエン		60	10	
17 スチレン		2	0.4	
18 キシレン		5	1	
19 プロピオン酸		0.2	0.03	
20 ノルマル酪酸		0.006	0.001	
21 ノルマル吉草酸		0.004	0.0009	
22 イソ吉草酸		0.01	0.001	

注) 順応地域: 主として工業の用に供されている地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域
 一般地域: 順応地域以外の地域